

不正競争防止法に関する中長期的な制度課題について

令和2年6月3日 知的財産政策室

目 次

- 1. 検討の背景(制度研究会の概要【再掲】)
- 2. 他の知財法改正動向を踏まえた検討事項
- 3. 営業秘密保護法制・ 限定提供データ保護法制の状況
- 4. 本日ご議論頂きたい点

1. 検討の背景(制度研究会の概要【再掲】)

- 2. 他の知財法改正動向を踏まえた検討事項
- 3. 営業秘密保護法制・ 限定提供データ保護法制の状況
- 4. 本日ご議論頂きたい点

1. 検討の背景(制度研究会の概要【再掲】)

- 国境をまたぐ不正競争防止法侵害事案の増加の可能性を見据えて、不正競争防止法の 適用関係・解釈の整理について検討、また国内外の知的財産保護に関係する法制度の 整備・検討状況等を踏まえて、不正競争防止法について今後の課題について検討。
- 令和元年度、産業界、法曹実務家、学識経験者からなる制度研究会で議論。

論点 I 渉外事案についての適用関係

- ▶ 海外での営業秘密侵害等渉外事案について、不競法の適用 関係を検討。
- 不競法侵害に係る国際裁判管轄、国際私法(準拠法)、 刑事罰適用について考え方を整理し、類型毎の典型事例に 即して民事訴訟において「考えられる主張方法」を整理。

論点Ⅱ 訴訟システムのあり方

▶ 令和元年特許法改正(査証制度・損害賠償推定規定)及び 諸外国の制度整備の動きを踏まえて、不競法における 訴訟システムのあり方を検討。

論点Ⅲ 新たな行為類型のあり方

▶ 令和元年意匠法改正(空間デザイン・画像デザインの保護)を 踏まえて、不競法の新たな行為 類型のあり方を検討。

論点Ⅳ 営業秘密に係る罰則のあり方

機微・重要な技術情報の保護に対する関心の高まりを 踏まえて、営業秘密侵害に係る罰則のあり方を検討。

【実施内容】

■ 制度研究会の設置:

平成31年4月から令和2年1月に かけて、合計8回の研究会を開催し、 各論点について議論。

■ 諸外国制度調査:

論点 I ~Ⅲに関し、諸外国の制度 調査を実施(米国・ドイツ・中国)。

■ 産業界ニーズの把握(産業界調査):

 論点Ⅱ及びⅢに関し、日本経団連 会員企業53社・日本知的財産協会 会員企業977社、合計1030社に対し 書面及び一部企業へのヒアリングを 通じて意見聴取を実施。(※回答企業数 524社、21社へのヒアリング調査を実施)

⇒令和2年4月、報告書を取りまとめ・公表。

公表URL:

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2019_03_01.pdf

- 1. 検討の背景(制度研究会の概要【再掲】)
- 2. 他の知財法改正動向を踏まえた検討事項
- 3. 営業秘密保護法制・ 限定提供データ保護法制の状況
- 4. 本日ご議論頂きたい点

2. 他の知的財産権法の改正等を踏まえた検討事項

●令和元年特許法等改正を踏まえ、不正競争防止法における、①証拠収集方法 の在り方(査証制度導入の要否)、②損害賠償額算定方法の在り方、 ③空間デザイン・画像デザインの保護の要否について、制度研究会で検討。

①証拠収集制度の在り方(査証制度の導入要否等)

- 令和元年特許法改正において、侵害立証の負担軽減のため「査証制度」を導入。
- ▶ 査証制度とは、特許権侵害の可能性がある場合に、中立的な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、 特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度。
- ▶ 証拠収集手続強化の観点から、特許法と同様の査証制度の導入を行うことの要否について検討。

②損害賠償額算定方法の在り方

- 今和元年特許法等改正において、損害賠償額の推定規定(特許法102条等)の見直しが行われた。
- ▶ 具体的には、
 - 特許法第102条第1項等の改正によって、覆滅等部分(実施相応数量を超える部分、特定数量に係る部分) について、別途ライセンス料相当額を推定できるように見直し。
 - 特許法第102条第4項等の改正によって、相当ライセンス料額算定にあたり、特許権侵害を前提として 交渉した場合に決まるであろう額を考慮可能となるよう見直し。
- ➤ 不競法において、特許法等と同様の損害賠償額推定規定の見直しを行うことの要否について検討。

③空間デザイン・画像デザインの保護の要否

- 令和元年意匠法改正において、従来の物品の形状等に加えて、「意匠」の定義に、①建築物の形状等、 ②画像が追加され、これらが意匠法上の保護対象とされた。
- 不競法において、空間デザイン・画像デザインの保護を行うことの要否について検討。

2. ①証拠収集制度 ~検討の背景

- 不競法(営業秘密侵害類型)・特許法においては、従前、侵害の立証に 係る当事者の立証負担軽減の観点も踏まえ、同様の証拠収集方法・ 立証方法等を整備。
- 令和元年特許法改正により、特許法にのみ査証制度が導入されたところ、 不競法(営業秘密侵害類型)への査証制度導入の要否について、 制度研究会で検討。

		条文员	退出し			不正競争防止法	特許法
過	失	. 0	D	推	定	_	第103条
侵	害	. 0	D	推	定	第5条の2	(第104条)
具	体 的	態様	の明	示	義 務	第6条	第104条の2
書	類	の	提	出	等	第7条	第105条
查					証	(今回検討)	第105条の2 (令和元年改正で新設)
秘	密	保	持	命	令	第10条 等	第105条の4 等

※具体的態様の明示義務、書類の提出等、秘密保持命令の内容は双方で同様

- 不競法第5条の2と特許法第104条の違い
 - ①特許法第104条では、対象の特許を「物を生産する方法の発明」に限定。

不競法第5条の2では、対象の営業秘密に「生産方法」に加えて「情報の評価又は分析の方法」を含む。

②特許法第104条では、物についての新規性の要件が課されている。

2. ①証拠収集制度 ~検証(不競法と特許法の差異)

- 営業秘密侵害類型は、特許権侵害の場合と同様、侵害の発見・立証が困難である一方、①侵害の容易性、②侵害立証の制度的手当て、③刑事罰の適用の点で差異。
- 営業秘密、特許の侵害は、有体物の窃盗と異なり情報を盗む行為であって、 ともに侵害の発見・立証は困難。
- ただし、営業秘密は、企業内で秘匿・秘密管理されており、公開情報である特許と 比べて侵害(情報へのアクセス)は容易ではなく、秘密管理の徹底により、 侵害の防止が一定程度可能。
- また、不正取得・領得された後の営業秘密の使用は、被告側施設で行われるため、 侵害行為の立証は特許同様に困難であるが、この点に対応すべく、<u>平成27年不競法</u> 改正により営業秘密の使用に係る侵害の推定規定(第5条の2)を整備済。
- さらに、平成27年改正による罰則の強化とともに、罰則の実効性も確保されている状況。

(参考) 近年の営業秘密侵害罪 検挙件数・相談件数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検 挙 件 数	5	1 1	1 2	18	18	18	2 1
相談受理件数	1 2	2 9	2 6	3 5	7 2	4 7	4 9

^{※「}令和元年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成

2. ①証拠収集制度 ~検証(不競法第5条の2の限界)

● 不競法第5条の2で、営業秘密の侵害の発見・立証の観点から一定の手当が なされているが、範囲・行為・推定の対象がそれぞれ限定的である面も。

対象の営業秘密の限定

不競法第5条の2は、 対象が技術上の秘密のうち、 i 生産方法と ii 情報の評価 又は分析の方法に限定

i 生産方法、 ii 情報の評価 又は分析の方法以外の営業秘 密が対象となる場合、不競法 第5条の2では、原告の立証 負担の緩和が難しい可能性

(課題となり得る例)

サービス提供のためのシステ ムに係る情報

行為の限定

不競法第5条の2は、 対象となる行為が不競法第2 条第1項第4・5・8号に規定 する営業秘密取得行為に限定

推定対象の限定

不競法第5条の2の効果は、 「使用」行為の「推定」に 限定

不競法第2条第1項第6号・第7号・第9号の適用に係る事案の場合、不競法第5条の2では、原告の立証負担の緩和が難しい可能性

(課題となり得る例)

従業員の持出し事例・委託先 からの流出事例 「取得」・「開示」行為に ついて立証したい場合、 不競法第5条の2では、 原告の立証負担の緩和が難し い可能性

(課題となり得る例)

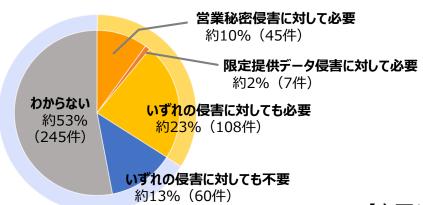
第三者への営業秘密のメール 送信(開示)行為

2. ①証拠収集制度 ~検証(産業界の声)

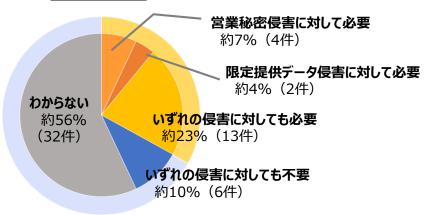
● 産業界調査では、不競法への制度導入の必要性について、「わからない」と の回答が最も多い状況。







【中小企業】N=57



【主要なコメント】

必 要 不 要・わからない 訴訟における原告負担の軽減を希望。 争点が営業秘密となることから、被疑者の営業秘密の保護 被告が証拠を隠蔽したときに査証制度が必要。 が特許法以上に懸念される。 退職者による技術流出が懸念されるため、査証制度がある 特許法では権利があって初めて訴訟できるが、不競法では ことで不正な技術情報の持ち出しの抑止に繋がる。 比較的簡単に訴えを提起できるため査証制度の悪用を懸念。 営業秘密侵害は、意図的に行われることから悪質であり、 証拠収集を行う技術専門家の中立性の確保が課題。 厳しく対処すべき。 特許法での裁判例を見てから検討してほしい。 1つの訴訟で特許と営業秘密侵害が争われるケースが有り得 推定規定について、現行制度の運用実績を確認した上で、 るため、法制度は平仄を取るべき。 不競法への査証制度の適用を議論すべき。 特許法での査証制度と同様に被告側に負担の掛かる制度と 査証による操業停止等の損害を負担する可能性もあるため、 ならないよう検討をお願いしたい。 担保金の供託等を検討すべき。

2. ①証拠収集制度 ~制度研究会での結論(査証制度導入の要否)

【制度研究会での結論】

- 営業秘密侵害事案における証拠収集制度の強化の観点からの査証制度の導入については、不競法第5条の2(侵害事実の推定規定)が存在するため、現時点での制度導入は不要、との意見があった。
- 一方で、同推定規定が適用可能な局面は限定的であることから、査証制度の導入は、 原告側の立証負担の軽減に対して有効であるとの意見もあった。
- 登録を有する特許と比較し、原告側が営業秘密侵害に係る訴訟提起を行い易い (すなわち相手方の営業秘密の取得を目的とした制度悪用のおそれがある) ことから、 査証制度のプロセスにおける営業秘密流出への懸念も一層高いとの声も。
- したがって、今後の特許法における査証制度の運用を注視つつ、不競法第5条の2 の適用範囲・対象のあり方の検討とあわせて、引き続き、検討を行っていくことが適切。
- ※ なお、営業秘密侵害に加えて、「限定提供データ」の証拠収集手続の強化についても併せて検討したが、限定提供データに ついては、①限定提供データに係る制度が施行後間もないこと、②(営業秘密における)不競法第5条の2のような推定規定を 措置していないことから、今後の事案の動向や特許法における制度の運用状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適切 との結論を得た。

2. ①証拠収集制度 ~制度研究会での結論(査証制度導入の要否)

【参考:制度研究会でのその他意見(査証関連)】

- 産業界・有識者調査における「わからない」というコメントの中には、今後の動向を踏まえて、 ある程度時間をかけて適切な時期に検討すべき、といったような意図が含まれているのではないか。
- 現状、第<u>5条の2の推定規定が活用されている事例がどの程度あるか、その中で、推定規定を使ってもなお立証が困難、あるいは、立証の転換を行っても足りなかったという事例が</u>どの程度あるのかを更に精査してから議論を行っても良いのではないか。
- 将来検討を行う際には、特許法の改正項目を不競法に導入するか否かといった発想ではなく、 不競法の各行為類型の特性に照らして何が望まれているか、一から検討すべき。また、その前提 として、司法に関する統計の整備等基礎情報を収集・分析していくことが必要。
- 制度導入にある程度時間がかかることは承知しているが、<u>「被疑侵害者側に証拠が偏在する」という特性は、営業秘密侵害事案においても同様であり、是非前向きに検討すべき</u>。
- 中小企業の観点からは、査証制度は必要。
- 査証制度導入の検討に当たっては、大企業・中小企業含め広く意見聴取をすべき。
- 提訴前の査証も検討の余地があるのではないか。

2. ①証拠収集制度 ~制度研究会での結論(査証制度以外の課題)

【制度研究会での議論:査証制度以外の課題】

- その他、制度研究会では、不競法における更なる証拠収集・立証の容易化の観点から、 査証制度のみならず、
 - ① 不競法第5条の2の適用範囲の拡充に関する指摘
 - ② (営業秘密侵害事案における) **刑事事件に関する証拠・記録の民事事件への 活用**方策

に係る指摘があった。

【有識者委員からの意見】

- ① 不競法第5条の2の適用範囲の拡充に関する指摘
 - 不競法第5条の2の適用範囲は、対象となる営業秘密の限定、対象行為の限定(不正取得類型に限り 適用)、推定対象が使用行為の推定に限定、といった限界あり。証拠収集・立証の容易化の観点からは、 査証制度の導入というよりも、5条の2の適用範囲の拡充をまずは検討すべき。
- ② 刑事事件に関する証拠の民事事件への活用に関する指摘
 - 実務上、営業秘密侵害事案においては、刑事告訴・捜査機関による捜査を先行させたうえで、刑事事件で入手できた証拠を民事事件でも活用するという方策が定着。公判記録の活用は、制度的に可能であると考えられる一方(犯罪被害者保護法3条、刑事確定訴訟記録法第4条参照)、捜査機関が保有するものの公判に提出しなかった証拠の入手・活用は困難。捜査機関が保有している証拠の民事事件への活用方法について検討すべきではないか。
 - 刑事事件と民事事件との連携という観点からは、<u>営業秘密侵害事案について、損害賠償命令制度の対象</u> とすること(犯罪被害者保護法第23条)等も検討に値するのではないか。

2. ②損害賠償額算定方法 ~検討の背景

- 不競法・特許法等においては、従前、損害額の立証容易化の観点から、それぞれ、 同様の損害賠償額の推定規定を整備(※)。
- 令和元年特許法等改正により、特許法等について、損害賠償額算定方法の見直しが 行われたところ、不競法においても同様の見直しを行うべきか、制度研究会で検討。
- (※) 従前、改正時期については多少のずれがあるものの、不競法においては特許法改正にあわせて同様の改正を実施。

条文見出し	不正競争防止法	特許法
侵害の額の推定等	第5条	第102条
①権利者の利益額 x 侵害品個数	第1項 (今回検討)	第1項 (令和元年法改正で見直し)
②侵害者が得ている利益の額	第2項	第2項
③相当ライセンス料額	第3項	第3項
④相当ライセンス料額の増額	_ (今回検討)	第4項 (令和元年法改正で新設)
書 類 の 提 出 等	第7条	第105条
損害計算のための鑑定	第8条	第105条の2
相当な損害額の認定	第9条	第105条の3

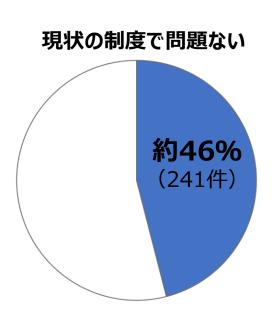
[・]第5条第1項は、商品等表示・形態模倣・営業秘密・限定提供データ・代理人等の商標冒用行為に適用。

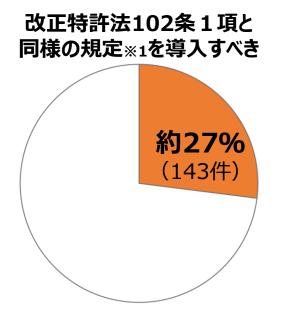
[・]第5条第3項は、商品等表示・形態模倣・営業秘密(侵害品の譲渡等を除く)・限定提供データ・ドメイン名・代理人の商標冒用行為に適用。

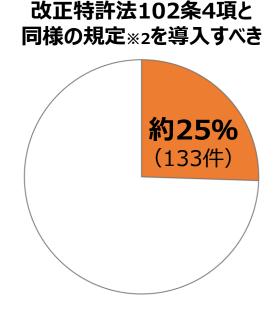
2. ②損害賠償額算定方法 ~検証(産業界の声)

● 産業界調査では、現時点で、特許法第102条第1項・第4項と同様の改正を すべきとの意見は4分の1程度。

【Q.不競法の損害賠償額の算定方法を見直すべきか】







N = 523

※1:特許法第102条第1項の覆滅等部分について損害賠償として相当実施料額を認められる場合もあり得る旨の規定

※2:合理的な当事者間で交渉したならば得られたであろう額を考慮することができる 旨の規定

【出典:制度研究会報告書】

2. ②損害賠償額算定方法 ~制度研究会での結論

【制度研究会での結論】

■ 令和元年特許法等改正で導入された損害賠償額推定の見直し規定(特許法第 102条第1項・第4項)の不競法への導入に関しては、今後の不競法侵害事案 における損害賠償額推定規定に関する事案の状況等を注視しつつ、適切なタイミングで特許法等と同様の改正を検討することが適切。

【有識者委員からの意見】

(現状認識・改正要否への意見)

- 特許法と不競法とでは、法目的や保護客体が異なるため、不競法の損害賠償額算定方法の見直しを検討する場合には、不競法の各行為類型の実態に即した見直しを検討すべき。
- 周知表示と著名表示では不競法第5条第1項の損害賠償額の推定規定を適用する事例が多いことから 第1号・第2号事案の精査及びニーズ把握が必要。
- 特許法第102条第3項については、現行法でも裁判所の判断により相当程度高い損害賠償額が判示されているが、今回の法改正により拍車がかかるのではないか。営業秘密については、賠償よりも差止が重要であるが、賠償額算定の困難性の問題もあり、直ちには困難かもしれないが、関係する議論(特許法におけるアト―ニーズ・アイズ・オンリーや侵害者の利得吐き出し等)を見ながら前向きな検討が行われることを期待する。

(失敗した研究データ等のネガティブ情報への第3項適用可否)

- ネガティブ情報は、ライセンスすることが観念できないため、合理的な実施料(不競法第5条第3項)の 対象外ではないか。
- ライセンスを行うことは観念できないかもしれないが、被害が出ていれば、不競法第5条第3項を適用しても良いのではないか。

2. ③空間デザイン・画像デザインの保護 ~検討の背景

- 不競法第2条第1項第3号は、意匠法と相互補完的に「商品の形態」を保護。
- 令和元年意匠法改正により、「意匠」の定義に、従来の物品の形状等に加えて、 ①建築物の形状等、②画像が追加されたことを受け、意匠法と相互補完関係にある、 不競法第2条第1項第3号における空間デザイン・画像デザインの保護の要否について、 制度研究会で検討。

意匠法の「意匠」の定義見直し(意匠法第2条第1項)

- ①建築物(建築物の部分を含む。)の形状等
 - ※「形状等」とは、形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合
- ②画像(機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。)

(参考) 意匠法

第2条 この法律で「意匠」とは、<u>物品(物品の部分を含む。以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(以下「形状等」</u>という。)、 建築物(建築物の部分を含む。以下同じ。)の形状等又は<u>画像(機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。</u>次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。)であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 (略)

2. ③空間デザイン・画像デザインの保護 ~検証

- 空間デザイン・画像デザインともに、不競法第2条第1項第1号・第2号に おける保護の可能性が考えられる。
- 不競法第2条第1項第3号は、模倣行為自体を不正競争と整理していない ところ、他人の空間デザイン・画像デザインを利用する行為が、 不競法第2条第1項第3号に該当しない可能性が考えられる。

<u>空間デザイン</u>

- ▶ 「空間デザイン」については、商品等表示の保護を目的とする不競法第2条第1項第1号、又は同項第2号によって、その要件を満たす限りにおいて、保護される可能性がある。
- ▶ 一方、不競法第2条第1項第3号は、他人の商品の形態を模倣した「商品の譲渡」行為を不正競争行為として おり、「模倣」行為自体を不正競争行為としていないため、他人の店舗デザインを模倣する行為や模倣した 店舗において営業を行う行為に対しては、同号の適用は困難と考えられる。

● 画像デザイン

- ▶ 「画像デザイン」 については、商品等表示の保護を目的とする不競法第2条第1項第1号、又は同項第2号によって、その要件を満たす限りにおいて、保護される可能性がある。また、著作権法による保護の可能性も考えられる。
- ▶ 一方、不競法第2条第1項第3号は、他人の商品の形態を模倣した「商品の譲渡」行為を不正競争行為として おり、「模倣」行為自体を不正競争行為としていないため、他人の画像デザインを自社のサービスに取り込む といった行為に対しては、同号の適用は困難と考えられる。

(参考) 空間デザインに関する裁判例

●「空間デザイン」については商品等表示の保護を目的とする不競法第2条第 1項第1号、又は同項第2号によって保護される可能性がある。

○西松屋事件(大阪地裁平成22年12月16日判決)

- 「商品陳列デザインとは…営業主体の出所表示を目的とするものではないから,本来的には営業表示には当たらないものである…。」
- 「しかし、商品陳列デザインは、売場という営業そのものが行われる場に置かれて来店した需要者である顧客によって必ず認識されるものであるから、本来的な営業表示ではないとしても、顧客によって当該営業主体との関連性において認識記憶され、やがて営業主体を想起させるようになる可能性があることは一概に否定できない…。したがって、商品陳列デザインであるという一事によって営業表示性を取得することがあり得ないと直ちにいうことはできない…。」
- 「商品陳列デザインだけで営業表示性を取得するような場合があるとするなら、それは商品陳列デザインそのものが、本来的な営業表示である看板やサインマークと同様、それだけでも売場の他の視覚的要素から切り離されて認識記憶されるような極めて特徴的なものであることが少なくとも必要であると考えられる。」

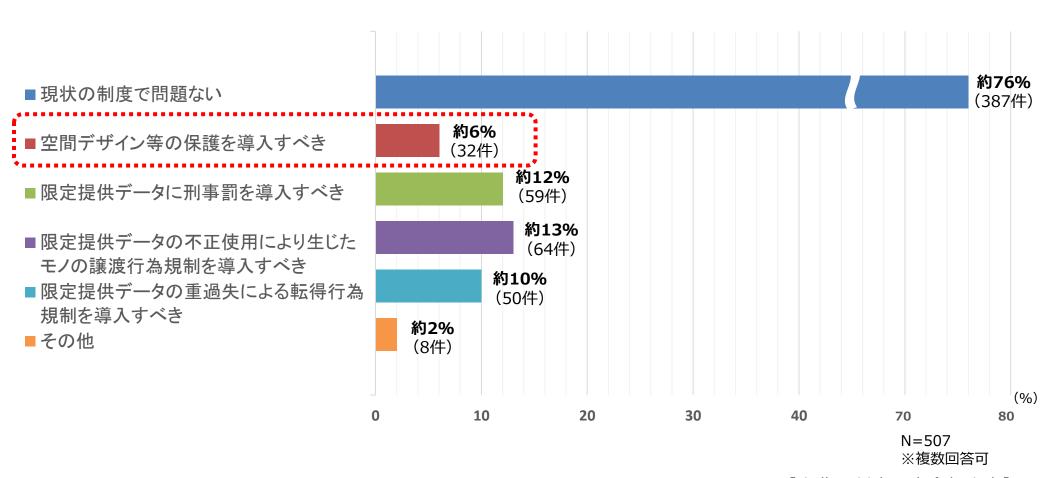
○コメダ珈琲事件判決(東京地裁平成28年12月19日決定)

- 「店舗の外観(店舗の外装,店内構造及び内装)は、通常それ自体は営業主体を識別させること(営業の出所の表示)を目的として選択されるものではないが、場合によっては営業主体の店舗イメージを具現することを一つの目的として選択されることがある上、①店舗の外観が客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有しており、②当該外観が特定の事業者(その包括承継人を含む。)によって継続的・独占的に使用された期間の長さや、当該外観を含む営業の態様等に関する宣伝の状況などに照らし、需要者において当該外観を有する店舗における営業が特定の事業者の出所を表示するものとして広く認識されるに至ったと認められる場合には、店舗の外観全体が特定の営業主体を識別する(出所を表示する)営業表示性を獲得し、不競法2条1項1号及び2号にいう「商品等表示」に該当する…。」
- 「債権者表示1は、…一つの店舗建物の外観としての一体性が観念でき、統一的な視覚的印象を形成しているということができるところ、これら多数の特徴が全て組み合わさった外観は、…コメダ珈琲店の標準的な郊外型店舗の店舗イメージとして、来店客が家庭のリビングルームのようにくつろげる柔らかい空間というイメージを具現することを目して選択されたものといえる。そのようにして選択された…外装は、特徴的というにふさわしく、これに、…店内構造及び内装を更に組み合わせると、ますます特徴的といえるのであって…上記特徴を兼ね備えた外観は、客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有しているということができる(他との十分な識別力を有しているということもできる…。)。」
- 「債権者表示1は、債務者店舗が設けられた平成26年8月16日の時点で…関西地方において、需要者の間に広く認識されるに至っていた…。」
- 「以上によれば,債権者表示1は,不競法2条1項1号及び2号所定の「商品等表示」に該当する…。」

2. ③空間デザイン・画像デザインの保護 ~検証(産業界の声)

● 産業界調査において「空間デザイン等の保護」を求める声は少数。

【Q.不競法における各行為類型について要望はあるか】



【出典:制度研究会報告書】

2. ③空間デザイン・画像デザインの保護 ~制度研究会での結論

【制度研究会での結論】

■ 空間デザインに関する検討:

- 商品ではない「空間デザイン」については、ブランド保護を趣旨とする不競法第2条第1項第1号及び第2号による保護の可能性があり、現状では、同項第3号を 拡充して保護を図るといった制度的手当を検討する必要性は高くない。
- ただし、産業財産権と補完関係にある不競法の役割を踏まえれば、今後の意匠法の運用を見つつ、仮に将来店舗デザインの保護について不足が生ずる場合には検討を行っていく必要あり。

■ 画像デザインに関する検討:

- 商品ではない「画像デザイン」については、不競法第2条第1項第1号及び同項第2号、並びに著作権法による保護の可能性があるため、現状では、同項第3号を拡充して保護を図るといった制度的手当を検討する必要性は高くない。
- ただし、産業財産権と補完関係にある不競法の役割を踏まえれば、今後の意匠法の運用等を見つつ、仮に将来画像デザインの保護について不足が生ずる場合には検討を行っていく必要あり。

2. ③空間デザイン・画像デザインの保護 ~制度研究会での結論

【参考:制度研究会でのその他意見】

- コメダ珈琲事件については、1号を適用し保護を認めたが、これは「店舗外観」だけでなく、「内装」や「デザインのコンセプト」まで似せていた点を含めて混同すると判断しており、今後の判例を見つつ、引き続き検討を行うことが適切。
- 意匠法では間接侵害や権利無効となった場合の対応等の手当てがなされたが、不競法で「空間デザイン」や「画像デザイン」を規律する場合には、実務的にどうなるかを見極めてから対応を検討することが適切。
- 意匠法や不競法の制度趣旨を踏まえて判断すべきであるが、相互関係や補完関係、 改正意匠法の全体像を把握したうえで、必要があれば不競法について検討すればよい。
- 不競法第2条第1項第3号は、模倣行為自体を規制していない点が本質であり、 これを修正するとなると調整すべき事項の検討が不競法に留まらず膨大となる。

- 1. 検討の背景(制度研究会の概要【再掲】)
- 2. 他の知財法改正動向を踏まえた検討事項
- 3. 営業秘密保護法制・ 限定提供データ保護法制の状況
- 4. 本日ご議論頂きたい点

3. 営業秘密保護法制の状況 ~営業秘密保護に関する制度整備の状況~

● 営業秘密の保護について、保護(禁止)対象の行為、民事訴訟・刑事訴訟での保護 (立証負担の緩和、訴訟を通じた流出防止策の整備等)を随時見直し・拡充。

	民事関係の改正内容	刑事関係の改正内容
平成2年改正	● 営業秘密に係る不正競争(不正な取得、開示、仕様)への民事救済 (差止、損害賠償請求)を新設	WTO・TRIPS協定の成立(平成6年)・内容を先取りした法改正 【営業秘密の民事的保護の導入】
平成5年改正	損害額に係る推定規定を新設(特許法旧第102条関係)損害額計算に必要な書類の提出規定の新設	
平成15年改正	● 損害額に係る推定規制の拡充(特許法旧第102条関係)● 侵害行為の立証に係る書類提出命令の拡充、裁判所によるインカメラ 手続規定の新設	● <u>不正取得、開示、使用に対する刑事罰の導入</u> (注:親告罪) (3年、300万円)
平成16年改正	● インカメラ審理への当事者、代理人等の関与規定の新設● 秘密保持命令、当事者尋問等の公開停止規定の新設	【営業秘密侵害に対する刑事罰の導入】
平成17年改正	【民事訴訟手続における営業秘密の保護(流出防止策)の導入】	①海外での開示・使用の処罰、②在職中の約束に基づく開示・使用の 処罰など刑事的保護の強化両罰規定の導入、罰則引き上げ(5年/500万円、1.5億円)
平成18年改正		● 罰則の引き上げ(10年/1000万円、3億円)
平成21年改正		● ①目的要件の変更(不正の競争→図利・加害)、②第三者による不正取得、従業者による領得など刑事的保護の強化
平成23年改正	【刑事訴訟手続における営業秘密の保護(流出防止策)の導入】	● 秘匿決定(刑事訴訟において営業秘密の内容を明らかにしない)、公 判外期日における審尋等の手続面の配慮を導入
平成27年改正	■ 営業秘密侵害品の流通行為を不正競争に追加→28年関税法改正により水際措置の対象に追加● 技術上の営業秘密の不正使用に係る推定規定を導入	 ①転得者に対する処罰の整備、②侵害品の流通行為、③国外犯処罰の範囲拡大、未遂罪の導入など刑事的保護の強化 非親告罪化、没収・追徴の整備、海外重罰の導入、罰則の引き上げ(10年/2000万円、5億円+3000万円、10億円)
平成30年改正	● インカメラ手続の拡充(①書類提出の必要性判断への拡大、②専門委員のインカメラ手続への関与)	23

3. 営業秘密保護法制の状況 ~営業秘密保護に関する普及啓発活動等~

● 不競法に基づく営業秘密の保護については、「抑止」のための法律の整備に加えて、 「予防」の観点から事業者向けの啓発、相談等の対応にも取り組んでいる。

○国内における相談体制の整備・啓発活動

- ▶ 年1回、関係府省、企業の実務者による会合「営業秘密官民フォーラム」を開催。 営業秘密漏えい事例、最新の情報漏えい手口を共有。また、毎月、メールマガジンを発信し、 情報共有・啓発活動を推進。
- ▶ 営業秘密に関する説明会:平成30年度:全体22回(うち実務者向け説明会14回) 令和元年度:全体28回(うち実務者向け説明会9回)
- 漏えい防止措置の参考となる秘密情報保護ハンドブック、てびきの策定・周知。 (これまでにハンドブック:5,600部以上 てびき:21,000部以上配布)
- ▶ INPIT (独立行政法人工業所有権情報・研修館) において、 東京の「営業秘密・知財戦略相談窓口」、大阪の「関西知財戦略支援窓口」を設置し、中小企業 等からの営業秘密や知的財産等に関する相談に対応。
- ▶ 重要技術を保有する中小企業に対し、包括的な技術管理体制の支援を行うべく、これらの<u>技術</u> 管理制度に関する説明会を関係部署と連携して実施。

○海外における相談・支援体制の整備

▶ 海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系中堅・中小企業を 主なターゲットにすえて、<u>専門家によるハンズオン支援と情報提供活動</u>を通じた、<u>営業秘密管理</u> <u>体制整備の支援を実施</u>。(令和2年度重要技術管理体制強化事業(中小企業アウトリーチ事業 (営業秘密漏えい対策)、令和2年度予算額 16.0億円の内数)

24

3. 営業秘密保護法制の状況 ~営業秘密保護に関する法執行の状況~

平成27年改正において、非親告罪化し、刑事立件を容易にしたこと、 全国47都道府県警察において「営業秘密保護対策官」を指定したこと等により、 平成28年から29年にかけて営業秘密の相談件数は急増。その後も高い件数で推移。

○執行・摘発の状況

・近年の営業秘密侵害罪 検挙件数・相談件数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検 挙 件 数	5	1 1	1 2	18	18	18	2 1
相談受理件数	1 2	2 9	2 6	3 5	7 2	4 7	4 9

※「令和元年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成

・近年の営業秘密侵害罪を検挙・裁判事案

年月	行為者	秘密の内 容	被害額等	適用法条	ステータス
2015.9	元社員	技術情報	和解金331億円	21条1項3号	刑事判決【懲役5年(実刑)・罰金300万円】
2017.3	元社員	顧客情報	対策費200億円	21条1項3・4号	刑事判決【懲役2年6月(実刑)・罰金300万円】
2018.5	元社員	技術情報	報酬250万円	21条1項3号	刑事判決【懲役2年(執行猶予4年)・罰金50万円】
2018.12	取引先元役員	技術情報		21条3項3号	逮捕(海外重罰事案)
2019.6	元社員	技術情報		21条3項1号	逮捕(海外重罰事案)
2020.1	元社員	作業文書		21条1項3号	逮捕
2020.3	元社員	顧客情報		21条1項3・4号	逮捕

※報道情報等を元に知財室作成

3. 営業秘密保護法制の状況 ~制度研究会での議論

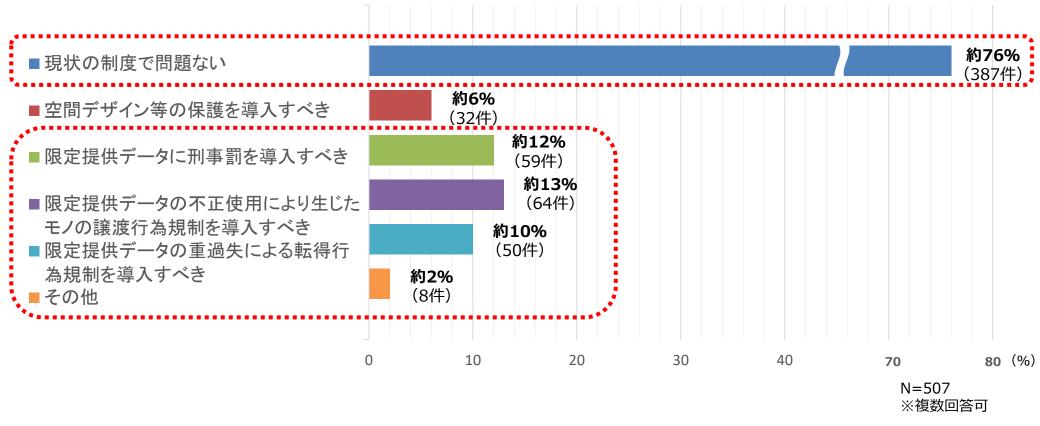
【制度研究会での結論】

- 安全保障・産業競争力の確保の観点からのハイテク技術や機微技術の流出防止への 関心の高まりを受け(※)、制度研究会において、営業秘密侵害罪の罰則の実効性 及び営業秘密保護法制の拡充・強化の必要性について議論。
- 不競法に基づく営業秘密の保護については、侵害の抑止と予防の観点から、累次の法整備に加え、事業者向けの啓発、相談等の対応も整い、営業秘密侵害事犯に関する摘発・裁判等の法執行が進んでいることから、現在の不競法における営業秘密関係の罰則規定について、直ちに制度面での対応を要する状況にはない、との結論を得た。
- 一方で、刑事事件に関する証拠の民事事件への活用等を検討すべき、といった意見あり(→「2. ①証拠収集制度」P12参照)。
- ※ 令和元年外国為替及び外国貿易法改正に先立って開催された「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会」 において、機微技術の窃取等を目的とした営業秘密の海外への流出行為への対応として、不競法の罰則の抑止力について、「機 微技術の窃取等を目的に、外国政府・企業の支配下にある者等が営業秘密を外国に流出させるといった行為に対して、現行の罰金額が、機微技術流出に対する抑止力として十分な効果を発揮しているか」について同委員会で議論があったところとし、「機 微技術管理の視点も含め、漏えい防止のための意識啓発を継続的に実施していくとともに、具体的な営業秘密流出事案の動向等を踏まえつつ、現行の罰金額が抑止力として機能しているか等法制面の手当の要否についても、必要に応じて検討していくことが望ましいと考えられる。」との指摘がなされている。

3. 限定提供データ保護法制の状況 ~限定提供データ保護拡充に関する声~

- 制度研究会において、主要論点と併せて、限定提供データに関する産業界の ニーズを調査。
- 限定提供データの保護拡充について、一定程度期待を寄せる回答あり。

【Q.不競法における各行為類型について要望はあるか】



【出典:制度研究会報告書】

3. 限定提供データ保護法制の状況 ~制度研究会での議論

【制度研究会での結論】

■ 限定提供データについて、一定程度の制度拡充に対する期待が存在するものの、制度施行(令和元年7月1日施行)から間もないことから、今後の制度の運用状況を踏まえつつ、今後、然るべきタイミングで検討を行うことが適切、との結論を得た。

【参考:産業界二一ズ調査で寄せられたコメント】

- 限定提供データである教師データを不正取得・使用した場合、当該教師データにより 生成されたAIやそのAIにより製造された物について差止等ができないケースが想定される が、それらについて差止ができないと損害拡大の抑制や被害回復を図ることができない。
- オープンデータ化した場合であっても救済を受けられるようにすべき。
- <u>重過失による転得</u>を形成することで、自主的な意識向上につながることを期待。
- 限定提供データに対する企業の意識を向上させるため、限定提供データについても、 営業秘密と同等の保護を与える制度とすべき。
- 限定提供データに関する保護措置の拡大を行う場合、<u>データ利活用の阻害要因とならない</u>よう慎重に検討すべき。

- 1. 検討の背景(制度研究会の概要【再掲】)
- 2. 他の知財法改正動向を踏まえた検討事項
- 3. 営業秘密保護法制・ 限定提供データ保護法制の状況
- 4. 本日ご議論頂きたい点

4. 論点

【論点①】

制度研究会において検討した各論点の方向性を踏まえ、<u>今後、不正競争防止</u> 法の制度強化として、特に、議論を深めていくべき事項はあるか。あるい は、制度的手当を検討していく上で留意すべきポイントはあるか。

- ①証拠収集制度の在り方(査証制度の導入要否等)
- ②損害賠償額算定方法の在り方
- ③空間デザイン・画像デザインの保護の要否

【論点②】

今回論点提示をしているもの以外に、<u>短・中長期的に検討・対応すべき制度</u>的課題はあるか。(e.g. 新たな経済社会構造の変化への対応、グローバルな潮流を踏まえた新たな課題事項等)

【論点③】

制度的課題のほか、<u>今後、不正競争防止法の適切な運用等の観点から</u> 取り組むべき課題はあるか。(e.g. 普及啓発等)